

## 滋賀県立琵琶湖博物館キャンパスメンバーズ規約

### (趣旨)

第1条 本規約は、滋賀県立琵琶湖博物館（以下「当館」という。）のキャンパスメンバーズ制度の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 会員は、次の各号に掲げる教育機関のうち、本規約に同意して会員登録を申込み、当館がこれを承諾した教育機関とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学（同法第91条で規定する専攻科および別科、第97条で規定する大学院ならびに第108条第2項に規定する短期大学を含む。）
- (2) 学校教育法第124条に規定する専修学校であって同法第125条第3項の専門課程を置くもの
- (3) 学校教育法第134条に規定する各種学校であって前各号に準じる教育を行うもの

2 前項の登録は、学部・学科等の単位で行うことができる。

3 第1項の規定により登録を申し込むときは、別記様式第1号により行う。

4 第1項の規定により当館が登録を承諾したときは、別記様式第2号により速やかに申込者にその旨を通知する。

### (会費)

第3条 会費の金額は、次の表のとおりとする。ただし、次条第2項の規定により会員資格の有効期間が1年未満の場合は、会費の金額を12で除した金額に有効期間の月数を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）を会費の金額とする。

学生の数	会費の金額
1,000人未満	55,000円
1,000人以上2,000人未満	150,000円
2,000人以上3,000人未満	225,000円
3,000人以上4,000人未満	280,000円
4,000人以上5,000人未満	315,000円
5,000人以上10,000人未満	450,000円
10,000人以上	600,000円

2 前項の表の学生（以下「対象学生」という。）の数は、在籍者の数とする。

3 前条第2項の場合において、対象学生の数は、当該学部・学科等の在籍者の数とする。

4 対象学生の数は、会員登録日の属する月の前月1日時点の数を基準に算定する。ただし、当館がやむを得ないと認める場合は、国の学校基本調査に基づく数その他の数を基準に算定することができる。

5 会費は、当館が発行する納入通知書により指定する期日までに一括して支払うものとする。ただし、当館がやむを得ないと認める場合は、分割して支払うことができる。

6 会費の金額は、次条の有効期間内に対象学生の数の増減があった場合も変更しない。

(会員資格の有効期間)

第4条 会員資格の有効期間は、会員登録日から1年とする。ただし、期間満了日が月の末日でない場合、有効期間の終期は当該月の末日とする。

2 対象学生の数の著しい増減が1年以内に予定されるなど当館がやむを得ないと認める場合は、月単位で1年未満の有効期間を設定することができる。

(観覧料)

第5条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)第2条第1項第74号の2に定める当館の観覧料については、同条例第8条の規定による減免の取扱いを定めた琵琶湖博物館観覧料、特別観覧料および使用料減免要綱に基づき、対象学生が学生証等その身分を証する証明書を提示した場合は、次のとおりとする。

- (1) 常設展示 免除
- (2) 企画展示 個人の観覧料を団体の観覧料に相当する額に減額

(会員資格の喪失)

第6条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員が会員登録の抹消を申し込んだとき。
- (2) 会員が本規約に違反したとき。
- (3) その他会員として不適格であると当館が判断したとき。

2 前項第1号の規定により会員登録の抹消を申し込むときは、別記様式第3号により行う。

3 第1項の場合において、既に納入された会費は返還しない。

(その他)

第7条 本規約に定めのない事項については、当館館長が別に定める。

付 則

本規約は、平成29年4月1日から施行する。